

# 第6回太良町議会（定例会第4回）

令和2年12月4日～12月11日

## 議案

令和2年第6回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 8日間（12月4日～12月11日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	12. 4	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12. 5	土	休 会	—	
第3日	12. 6	日	休 会	—	
第4日	12. 7	月	（ 議 案 調 査 ）		
第5日	12. 8	火	本会議	9時30分	一般質問（4名）
第6日	12. 9	水	本会議	9時30分	一般質問（2名）
第7日	12.10	木	（ 議 案 調 査 ）		
第8日	12.11	金	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和2年第6回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目

12月4日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第80号～議案第91号 町長の提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（行政視察） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

# 提出議案目録

- 議案第80号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の制定について
- 議案第81号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 指定管理者の指定について
- 議案第83号 指定管理者の指定について
- 議案第84号 指定管理者の指定について
- 議案第85号 指定管理者の指定について
- 議案第86号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第87号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第88号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第89号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第90号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第91号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について

上記のとおり

令和2年12月4日

太良町長 永 淵 孝 幸

# 議員派遣の報告

令和 2 年 12 月 4 日

本議会は、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 123 条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

## 1 第 23 回市町行政講演会

- (1) 目的 地方自治体に携わるものとしての職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して、更なる活性化を図り住民福祉の向上に資する。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期間 令和 2 年 10 月 23 日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、竹下議員、田川議員、川下議員、所賀議員

## 2 令和 2 年度 杵藤地区町村議会議長会議員研修会

- (1) 目的 議会活動の活性化と議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 白石町「福富ゆうあい館」
- (3) 期間 令和 2 年 11 月 6 日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、久保議員、川下議員、田川議員、竹下議員、待永議員、松崎議員、西田議員、山口議員

## 3 令和 2 年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが求められている状況にかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 ホテルマリターレ創世佐賀
- (3) 期間 令和 2 年 11 月 17 日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 4 人

#### 4 令和2年度 第2回市町村議会議員特別セミナー

- (1) 目的 地方行財政をテーマのもと、今後のわがまちの未来と地方議員に求められている役割について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和2年11月19日～20日
- (4) 派遣議員 竹下議員

#### 5 令和2年度 政策・実務研修「これからの農業を考える」

- (1) 目的 農業の更なる成長に必要な、異業種連携による資源・技術・知見等の活用、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進、生産・流通システムの高度化等について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和2年11月25日～27日
- (4) 派遣議員 田川議員

議案第80号

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の制定について

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律により、太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する必要性が生じたため、この案を提出する。

## 別紙

### 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定により、太良町議会議員及び太良町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第2条 太良町議会議員及び太良町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により太良町に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、太良町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 太良町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第



2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につ

き同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 太良町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 太良町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示板の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第81号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されることに伴い、関連する太良町国民健康保険税条例について一部を改正する必要性が生じたため、この案を提案する。

## 別紙

### 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「合算額が」の次に「、」を加え、「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第3号中「合計」を「合算」に、「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「とする。）」

を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 82 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町中山キャンプ場	太良町大字多良 1422 番地 太良美装 代表 江川二作	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定により、太良町中山キャンプ場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第83号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町自然休養村管理センター	太良町大字多良1422番地 太良美装 代表 江川 二作	令和3年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
太良町野外音楽堂		
太良町営野球場		
太良町営テニスコート		
太良町営屋内プール		
太良町民体育センター		
道越環境広場		
健康広場ゲートボール場		
太良町B&G海洋センター運動広場		
太良町B&G海洋センター体育館		
太良町B&G海洋センター第2体育館		
太良町弓道場		

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町社会教育施設等の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。



議案第 84 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町総合福祉保健センター	太良町大字多良 1 番地 17 社会福祉法人 太良町社会福祉協議会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定により、太良町総合福祉保健センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第85号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町営火葬場	太良町大字糸岐 3897 番地 1 有限会社 太良クリーンセンター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町営火葬場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

## 令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ859,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,292,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月4日提出  
太良町長 永淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		32,935	4,298	37,233
	1. 分担金	11,409	4,035	15,444
14. 国庫支出金	2. 負担金	21,526	263	21,789
		2,046,799	147,656	2,194,455
15. 県支出金	1. 国庫負担金	446,007	147,544	593,551
	3. 委託金	2,645	112	2,757
17. 寄附金		541,850	400,768	942,618
	1. 県負担金	243,238	582	243,820
18. 繰入金	2. 県補助金	280,857	400,186	681,043
		1,001,002	150,000	1,151,002
20. 諸収入	1. 寄附金	1,001,002	150,000	1,151,002
		1,522,000	65,364	1,587,364
	2. 基金繰入金	1,514,613	65,364	1,579,977
		180,751	11,455	192,206

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 雑入	129,491	11,455	140,946
21. 町債		490,077	79,600	569,677
	1. 町債	490,077	79,600	569,677
歳入	合計	9,433,511	859,141	10,292,652

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		80,761	10	80,771
	1. 議会費	80,761	10	80,771
2. 総務費		2,339,149	204,577	2,543,726
	1. 総務管理費	2,208,722	206,666	2,415,388
	3. 戸籍住民基本台帳費	39,069	△2,089	36,980
3. 民生費		2,565,289	26,046	2,591,335
	1. 社会福祉費	1,944,707	982	1,945,689
4. 衛生費	2. 児童福祉費	620,580	25,064	645,644
		754,879	922	755,801
6. 農林水産業費	1. 保健衛生費	444,725	△2,718	442,007
	2. 清掃費	310,154	3,640	313,794
6. 農林水産業費		838,983	11,596	850,579
	1. 農業費	392,730	10,260	402,990
	3. 水産業費	252,563	1,336	253,899

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		450,707	260	450,967
	1. 商工費	450,707	260	450,967
8. 土木費		703,669	7,887	711,556
	1. 土木管理費	34,387	10	34,397
	2. 道路橋梁費	335,837	13	335,850
	3. 河川費	23,151	5,000	28,151
	5. 住宅費	310,121	2,864	312,985
9. 消防費		218,590	1,088	219,678
	1. 消防費	218,590	1,088	219,678
10. 教育費		827,624	0	827,624
	5. 保健体育費	332,897	0	332,897
11. 災害復旧費		145,166	606,755	751,921
	1. 農林水産施設災害復旧費	50,072	396,755	446,827
	2. 公共土木施設災害復旧費	95,094	210,000	305,094
歳出	合計	9,433,511	859,141	10,292,652

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道災害復旧事業債(現年災)	1,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
農地等災害復旧事業債(現年災)	1,100	普通貸借 又は 証券発行	9,100	普通貸借 又は 証券発行
道路等災害復旧事業債(現年災)	19,900	"	89,800	"

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

年5.0%以内  
(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

普通貸借  
又は  
証券発行

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

年5.0%以内  
(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

普通貸借  
又は  
証券発行



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
12. 分担金及び負担金	32,935	4,298	37,233	
14. 国庫支出金	2,046,799	147,656	2,194,455	
15. 県支出金	541,850	400,768	942,618	
17. 寄附金	1,001,002	150,000	1,151,002	
18. 繰入金	1,522,000	65,364	1,587,364	
20. 諸収入	180,751	11,455	192,206	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
21. 町債	490,077	79,600	569,677	
歳入合計	9,433,511	859,141	10,292,652	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	80,761	10	80,771				10
2. 総務費	2,339,149	204,577	2,543,726	262		204,600	△285
3. 民生費	2,565,289	26,046	2,591,335	9,781		500	15,765
4. 衛生費	754,879	922	755,801	473		263	186
6. 農林水産業費	838,983	11,596	850,579	5,717			5,879
7. 商工費	450,707	260	450,967				260
8. 土木費	703,669	7,887	711,556			1,250	6,637

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	218,590	1,088	219,678			1,088	
10. 教育費	827,624	0	827,624	13,047		△11,000	
11. 災害復旧費	145,166	606,755	751,921	519,144	79,600	5,226	
歳出合計	9,433,511	859,141	10,292,652	548,424	79,600	32,719	

2. 歳入

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 土木費分担金	5,750	1,250	7,000	1. 河川費分担金	1,250	急傾斜地崩壊防止事業費分担金 (25%)
4. 災害復旧費分担金	880	2,785	3,665	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	2,785	農地等災害復旧事業費分担金 (補助・現年災)
計	11,409	4,035	15,444			

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 2. 負担金

2. 衛生費負担金	3,007	263	3,270	1. 保健衛生費負担金	263	未熟児養育医療給付事業費保護者負担金
計	21,526	263	21,789			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 民生費国庫負担金	405,274	7,159	412,433	2. 児童福祉費負担金	7,159	施設型給付費負担金 (1/2)	
2. 衛生費国庫負担金	713	315	1,028	1. 保健衛生費負担金	315	未熟児養育医療給付事業費負担金 (1/2)	
4. 災害復旧費国庫負担金	40,020	140,070	180,090	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	140,070	道路等災害復旧事業費負担金 (2/3)	
計	446,007	147,544	593,551				

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

2. 民生費委託金	2,450	112	2,562	1. 社会福祉費委託金	112	国民年金事務費委託金	
計	2,645	112	2,757				

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 民生費県負担金	242,882	424	243,306	2. 児童福祉費負担金	424	施設型給付費負担金 (1/4)	
2. 衛生費県負担金	356	158	514	1. 保健衛生費負担金	158	未熟児養育医療給付事業費負担金 (1/4)	
計	243,238	582	243,820				

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県補助金	3,268	262	3,530	1. 総務管理費補助金	262	2 2 世紀に残す佐賀県遺産支援事業費補助金 (1/2)
2. 民生費県補助金	39,899	2,086	41,985	1. 社会福祉費補助金	109	民生児童委員活動費交付金 (定額) 34 地区民生委員活動費交付金 (定額) 20 遺家族等援護事務市町交付金 (定額) 55
				2. 児童福祉費補助金	1,977	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 (10/10)
4. 農林水産業費県補助金	212,403	5,717	218,120	1. 農業費補助金	5,717	さが園芸生産888億円推進事業費補助金 (1/2・1/3) 4,995 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (1/2・3/10) 142
						園芸生産次期作支援緊急対策事業費補助金 (10/10) 580
7. 教育費県補助金	745	13,047	13,792	5. 保健体育費補助金	13,047	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備費補助金 (1/2)
8. 災害復旧費県補助金	18,174	379,074	397,248	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	379,074	農地等災害復旧事業費補助金 (96.1%・98.9%) 377,152 林道災害復旧事業費補助金 (50%) 1,922
計	280,857	400,186	681,043			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4. ふるさと応援寄附金	1,001,000	150,000	1,151,000	1. ふるさと応援寄附金	150,000	ふるさと応援寄附金	
計	1,001,002	150,000	1,151,002				

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	264,554	21,264	285,818	1. 財政調整基金繰入金	21,264	財政調整基金繰入金	
7. 公共施設整備基金繰入金	143,000	△11,000	132,000	1. 公共施設整備基金繰入金	△11,000	公共施設整備基金繰入金	
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	917,500	55,100	972,600	1. ふるさと応援寄附基金繰入金	55,100	ふるさと応援寄附基金繰入金	
計	1,514,613	65,364	1,579,977				

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	129,462	11,455	140,917	2. 雑入	11,455	後期高齢療養給付費負担金精算金	2,688
						介護保険費負担金精算金	8,767
計	129,491	11,455	140,946				



(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6. 災害復旧債	21,000	79,600	100,600	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	9,700	農地等災害復旧事業債(現年災)	8,000
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	69,900	林道災害復旧事業債(現年災)	1,700
計	490,077	79,600	569,677				

3 歳出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債				その他	
1. 議会費	80,761	10	80,771			10	4. 共済費	10	共済組合負担金	
計	80,761	10	80,771			10				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明	
				特 国県支出金	補定財源				金額
					地方債	一般財源 その他			
1. 一般管理費	350,048	△559	349,489		△559	2. 給料	一般職給		
						3. 職員手当等	45 管理職員特別勤務手当 63 管理職手当 △46 勤勉手当 △72 退職手当組合負担金		
						4. 共済費	△218 共済組合負担金		
4. 企画財政管理費	739,824	57,225	797,049	262	2,363	7. 報償費	45,000 ふるさと応援寄附金謝礼		
						11. 役務費	1,400 手数料		
						12. 委託料	8,250 インターネット広告委託料		
						17. 備品購入費	2,050 情報化推進事業用備品		
						18. 負担金補助及び交付金	525 22世紀に残す佐賀県遺産支援事業費補助金		
16. ふるさと応援寄附金費	1,000,000	150,000	1,150,000			24. 積立金	150,000 ふるさと応援寄附金基金積立金		
計	2,208,722	206,666	2,415,388	262	1,804				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	39,069	△2,089	36,980	△2,089	2. 給料	△1,549	一般職給 (3人→2人)	
					3. 職員手当等	△534	住居手当	9
							通勤手当	△39
							勤勉手当	△209
							退職手当組合負担金	△295
					4. 共済費	△369	共済組合負担金	△362
							共済組合事務費	△7
					12. 委託料	363	住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料	
計	39,069	△2,089	36,980	△2,089				

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明	
				特	財源				金額
					国県支出金	地方債			
1. 社会福祉総務費	1,043,521	182	1,043,703	109		73	150	消耗品費	
2. 老人福祉総務費	445,354	81	445,435			81	32	通信運搬費	
4. 心身障害者福祉総務費	343,453	90	343,543			90	60	消耗品費	
							31	通信運搬費	
							30	通信運搬費	
							0	障害者自立支援給付費	
								補装具費支給事業費	
5. 国民年金費	9,446	116	9,562	112		4	3	共済組合負担金	
							113	国民年金システム改修業務委託料	
6. 総合福祉保健センター管理費	35,699	380	36,079			380	380	修繕料	
7. 地域支援事業費	67,234	133	67,367			133	20	消耗品費	
							113	通信運搬費	
								手数料	
								109	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特	財源		区	分			金額
					国県支出金	地方債					
計	1,944,707	982	1,945,689	221		761					

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	127,747	7,923	135,670	1,977	500	5,446	4. 共済費	87	共済組合負担金	
							10. 需用費	116	消耗品費	
							18. 負担金補助及び交付金	2,527	誕生祝金	550
									保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	1,977
							22. 償還金利子及び割引料	5,193	国庫支出金精算返納金	3,571
									県支出金精算返納金	1,622
3. 児童措置費	482,430	17,141	499,571	7,583		9,558	18. 負担金補助及び交付金	17,141	施設型給付費負担金	
計	620,580	25,064	645,644	9,560	500	15,004				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明	
				特 国県支出金	補定財				一般財源
					地方債	その他			
1. 保健衛生総務費	85,946	894	86,840	473	263	158	11. 役務費	1 手数料	
2. 予防費	55,795	△4,142	51,653			△4,142	19. 扶助費	893 未熟児養育医療費	
							7. 報償費	△160 健康増進計画及び食育推進計画策定委員報償金	
							11. 役務費	528 通信運搬費	
							12. 委託料	△4,510 健康増進計画及び食育推進計画策定業務委託料	
4. 環境衛生費	87,704	530	88,234			530	27. 繰出金	530 簡易水道特別会計繰出金 (建設費繰出分)	
計	444,725	△2,718	442,007	473	263	△3,454			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国県支出金	定財		区分	金額	
					地方債	源 その他			
1. 塵芥処理費	229,390	3,639	233,029			3,639	10. 需用費	2,464	消耗品費
							18. 負担金補助及び交付金	1,175	佐賀県西部広域環境組合負担金 ごみ袋収集箱設置費補助金
2. し尿処理費	80,764	1	80,765			1	18. 負担金補助及び交付金	1	鹿島藤津地区衛生施設組合負担金
計	310,154	3,640	313,794			3,640			



(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国県支出金	補定財源				
					地方債	一般財源			
3. 農業振興費	73,399	580	73,979	580			18. 負担金補助及び交付金	580 園芸生産次期作支援緊急対策事業費補助金	
4. 特産地づくり推進費	19,434	6,636	26,070	5,137			18. 負担金補助及び交付金	6,636 さが園芸生産888億円推進事業費補助金 6,448 強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 188	
7. 農地費	162,852	3,044	165,896			3,044	2. 給料	1,935 一般職給(1人→2人)	
							3. 職員手当等	622 勤勉手当	255
							4. 共済費		367 退職手当組合負担金
								487 共済組合負担金	480
計	392,730	10,260	402,990	5,717		4,543			7 共済組合事務費

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国県支出金	定財		区分	金額	
					地方債	源 その他			
1. 水産業総務費	98,124	60	98,184			60	3. 職員手当等	60 扶養手当	
2. 漁港建設費	154,439	1,276	155,715			1,276	13. 使用料及び賃借料	1,276 重機借上料	
計	252,563	1,336	253,899			1,336			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

3. 観光費	101,724	260	101,984			260	10. 需用費	260 修繕料
計	450,707	260	450,967			260		

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国県支出金	源		区分	金額		
					地方債	一般財源				
						その他				10
1. 土木総務費	34,387	10	34,397			10	3. 職員手当 等	10	扶養手当	
計	34,387	10	34,397			10				

(単位：千円)

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	31,539	13	31,552			13	3. 職員手当 等	13	扶養手当
計	335,837	13	335,850			13			

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

1. 河川総務費	23,151	5,000	28,151			1,250	14. 工事請負 費	3,750	5,000	急傾斜地崩壊防止事業
計	23,151	5,000	28,151			1,250		3,750		

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特	財源			区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他			
1. 住宅管理費	39,044	2,864	41,908				2,864	10. 需用費	2,600	修繕料
計	310,121	2,864	312,985				2,864	12. 委託料	264	口座システム改修委託料

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	132,778	608	133,386				608	18. 負担金補助及び交付金	608	杵藤地区広域市町村圏組合負担金(消防費)
4. 防災費	16,570	480	17,050				480	14. 工事請負費	480	河川カメラ設置工事
計	218,590	1,088	219,678				1,088			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	222,888	0	222,888			13,047	△11,000		△2,047	財源組替
計	332,897	0	332,897			13,047	△11,000		△2,047	

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
1. 農地等災害復旧費	35,602	398,152	433,754	377,152	8,000	2,785	10,215	8. 旅費	52	普通旅費
								10. 需用費	100	消耗品費
								13. 使用料及び賃借料	10,000	重機借上料
								14. 工事請負費	388,000	農地等災害復旧事業 (補助)
2. 林道災害復旧費	14,470	△1,397	13,073	1,922	1,700		△5,019	12. 委託料	△5,397	林道災害査定設計委託料
								14. 工事請負費	4,000	林道災害復旧事業 (補助)
計	50,072	396,755	446,827	379,074	9,700	2,785	5,196			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋梁等災害復旧費	90,574	210,000	300,574	140,070	69,900		30	14. 工事請負費	210,000	道路橋梁等災害復旧事業 (補助)
計	95,094	210,000	305,094	140,070	69,900		30			

# 補正予算給与費明細書

## 2 一般職

### (1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	177 (75)[8]	122,899	354,200	284,369	761,468	116,657	878,125
補正前	177 (75)[8]	122,899	354,200	284,153	761,252	116,657	877,909
比較	0 (0)[0]	0	0	216	216	0	216

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
職員手当の内訳	補正後	18,067	102,290	58,192	1,911	7,335	4,109
	補正前	17,984	102,290	58,192	1,902	7,272	4,148
	比較	83	0	0	9	63	△39

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
職員手当の内訳	補正後		24,767	22	325	67,351
	補正前		24,767	22	225	67,351
	比較		0	0	100	0

( )内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの、[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	102 [8]		354,200 [12,398]	267,646 [2,535]	621,846 [14,933]	738,503 [14,933]
補正前	102 [8]		354,200 [12,398]	267,430 [2,535]	621,630 [14,933]	738,287 [14,933]
比較	0 [0]		0 [0]	216 [0]	216 [0]	216 [0]

区分	職員手当	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
補正後	18,067 [0]	85,567 [1,501]	58,192 [784]	1,911 [0]	7,335 [0]	4,109 [150]	
補正前	17,984 [0]	85,567 [1,501]	58,192 [784]	1,902 [0]	7,272 [0]	4,148 [150]	
比較	83 [0]	0 [0]	0 [0]	9 [0]	63 [0]	△39 [0]	

区分	待勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
補正後	24,767 [100]	22 [0]	325 [0]	67,351 [0]	
補正前	24,767 [100]	22 [0]	225 [0]	67,351 [0]	
比較	0 [0]	0 [0]	100 [0]	0 [0]	

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの  
再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは7人)

イ 会計年度任用職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	75 (75)	122,899 (122,899)		16,723 (16,723)	139,622 (139,622)	139,622 (139,622)	
補正前	75 (75)	122,899 (122,899)		16,723 (16,723)	139,622 (139,622)	139,622 (139,622)	
比較	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後		16,723 (16,723)				
	補正前		16,723 (16,723)				
	比較		0 (0)				

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後					
	補正前					
	比較					

( )内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの  
 会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは73人)



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
		制度改正に伴う増減分			
職員手当	216 [0]	その他の増減分	扶養手当	83	
			通勤手当	△ 39	
			住居手当	9	
			管理職員特別勤務手当	100	
			管理職手当	63	
				216	
				[0]	

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	補正前 (A)	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
2. 災害復旧債	補正前 (A)	31,681	33,066	21,000	3,397	50,669
	補正 (B)			79,600		79,600
	補正後 (C)	31,681	33,066	100,600	3,397	130,269
(1) 農林水産	補正前 (A)	7,706	7,746	1,100	1,237	7,609
	補正 (B)			9,700		9,700
	補正後 (C)	7,706	7,746	10,800	1,237	17,309
(2) 土木	補正前 (A)	23,975	25,320	19,900	2,160	43,060
	補正 (B)			69,900		69,900
	補正後 (C)	23,975	25,320	89,800	2,160	112,960
合 計	補正前 (A)	4,798,755	4,594,286	501,477	468,908	4,626,855
	補正 (B)			79,600		79,600
	補正後 (C)	4,798,755	4,594,286	581,077	468,908	4,706,455

議案第87号

## 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,027千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 国庫支出金		0	36	36
	2. 国庫補助金	0	36	36
歳入	合計	141,991	36	142,027

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		726	185	911
	1. 総務管理費	721	185	906
5. 予備費		1,457	△149	1,308
	1. 予備費	1,457	△149	1,308
歳出	合計	141,991	36	142,027

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
7. 国庫支出金	0	36	36	
歳入合計	141,991	36	142,027	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				特 国県支出金	地方債	その他
1. 総務費	726	185	911	36		149
5. 予備費	1,457	△149	1,308			△149
歳出合計	141,991	36	142,027	36		

2 歳入

(款) 7. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 民生費国庫補助金	0	36	36	1. 民生費国庫補助金	36	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 (定額)	
計	0	36	36				



3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	一般財源	区 分	金 額	
1. 一般管理費	721	185	906	36			149	12. 委託料	185	電算システム改修委託料
計	721	185	906	36			149			

(款) 5. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	1,457	△149	1,308				△149			
計	1,457	△149	1,308				△149			

## 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,538,787千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		133,888	20,000	153,888
	2. 基金繰入金	50,000	20,000	70,000
歳入	合計	1,518,787	20,000	1,538,787

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		982,817	110,629	1,093,446
	1. 療養諸費	846,178	81,780	927,958
10. 予備費	2. 高額療養費	127,971	28,849	156,820
		100,955	△90,629	10,326
	1. 予備費	100,955	△90,629	10,326
歳出	合計	1,518,787	20,000	1,538,787

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	133,888	20,000	153,888	
歳入合計	1,518,787	20,000	1,538,787	

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	982,817	110,629	1,093,446			20,000	90,629
10. 予備費	100,955	△90,629	10,326				△90,629
歳 出 合 計	1,518,787	20,000	1,538,787			20,000	

2 歳入

(款) 10. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 支払準備基金繰入金	50,000	20,000	70,000	1. 支払準備基金繰入金	20,000	国民健康保険給付費基金繰入金	
計	50,000	20,000	70,000				

3 歳出

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国県支出金	補定 地方債	財 その他	一般財源	区 分		金額
1. 一般被保険者療養給付費	834,315	79,759	914,074			20,000	59,759	18. 負担金補助及び交付金	79,759	一般被保険者療養給付費負担金
3. 一般被保険者療養費	8,248	2,021	10,269				2,021	18. 負担金補助及び交付金	2,021	一般被保険者療養費負担金
計	846,178	81,780	927,958			20,000	61,780			

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	127,586	28,849	156,435				28,849	18. 負担金補助及び交付金	28,849	一般被保険者高額療養費負担金
計	127,971	28,849	156,820				28,849			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	100,955	△90,629	10,326				△90,629			
計	100,955	△90,629	10,326				△90,629			



議案第89号

## 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、

「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		42,654	25	42,679
	1. 事業費	42,654	25	42,679
3. 予備費		194	△25	169
	1. 予備費	194	△25	169
歳出	合計	60,535	0	60,535

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国県支出金	定・財		一般財源
					地方債	その他	
1. 事業費	42,654	25	42,679				25
3. 予備費	194	△25	169				△25
歳出合計	60,535	0	60,535				

2 歳出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特	財源		一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債				
1. 一般管理費	9,951	25	9,976				25	4. 共済費	25	共済組合負担金
計	42,654	25	42,679				25			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	194	△25	169				△25			
計	194	△25	169				△25			

# 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1		2,365	1,830	4,195	4,920	
補正前	1		2,365	1,830	4,195	4,895	
比較	0		0	0	0	25	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
		補正後		506	370	318	
補正前			506	370	318		86
比較			0	0	0		0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
		補正後		100
補正前			100	450
比較			0	0

## 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		5,532	39	5,571
	4. 雑入	0	39	39
3. 資本的収入		49,147	530	49,677
	2. 他会計繰入金	20,997	530	21,527
歳入	合計	113,202	569	113,771

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		45,066	655	45,721
	1. 総務費	18,878	105	18,983
3. 資本的費用	2. 管理費	26,188	550	26,738
		54,794	5,300	60,094
4. 予備費	1. 建設事業費	45,029	5,300	50,329
		9,062	△5,386	3,676
歳出	合計	113,202	569	113,771



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	5, 532	39	5, 571	
3. 資本的収入	49, 147	530	49, 677	
歳入合計	113, 202	569	113, 771	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	45,066	655	45,721			655	
3. 資本的費用	54,794	5,300	60,094		530	4,770	
4. 予備費	9,062	△5,386	3,676			△5,386	
歳出合計	113,202	569	113,771		530	39	

2 歳入

(款) 2. 事業外収入 (項) 4. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	0	39	39	1. 雑入	39	消費税還付金
計	0	39	39			

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	20,997	530	21,527	1. 一般会計繰入金	530	一般会計繰入金
計	20,997	530	21,527			

3 歳出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源	区 分	金 額	
1. 総務費	18,878	105	18,983				105	4. 共済費	105 共済組合負担金	
計	18,878	105	18,983				105			

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

1. 管理費	26,188	550	26,738				550	10. 需用費	550 修繕料
計	26,188	550	26,738				550		

(款) 3. 資本的費用 (項) 1. 建設事業費

1. 建設事業費	0	4,200	4,200				420	14. 工事請負費	4,200 水道施設災害復旧事業 (単独)
2. 建設改良増設費	45,029	1,100	46,129				110	14. 工事請負費	1,100 水道施設改良事業
計	45,029	5,300	50,329				530		

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
1. 予備費	9,062	△5,386	3,676				△5,386			
計	9,062	△5,386	3,676				△5,386			

# 補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	3		8,306	5,724	14,030	
補正前	3		8,306	5,724	14,030	
比較	0		0	0	105	
合計					16,523	

職員手当の内訳	区分	分	手当					通勤手当
			扶養	期末	勤勉	住居	管理職	
職員手当の内訳	補正後		540	1,786	1,215			18
	補正前		540	1,786	1,215			18
	比較		0	0	0			0

職員手当の内訳	区分	分	退職手当組合負担金			
			特勤	時間外勤務	退職	組合負担金
職員手当の内訳	補正後			586	1,579	
	補正前			586	1,579	
	比較			0	0	

令和2年度 町立太良病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業収益	1,266,354千円	6,798千円	1,273,152千円
第1項	医業収益	1,035,096千円	△110,032千円	925,064千円
第2項	医業外収益	231,258千円	116,830千円	348,088千円
	収入合計	1,370,272千円	6,798千円	1,377,070千円
支出 (科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業費用	1,258,614千円	6,798千円	1,265,412千円
第1項	医業費用	1,233,432千円	6,798千円	1,240,230千円
	支出合計	1,370,272千円	6,798千円	1,377,070千円

第3条 予算第4条本文括弧中「42,582千円」を「42,599千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		出	
(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	63,867千円	8,093千円	71,960千円
第3項 補助金	0千円	8,093千円	8,093千円
支出			
(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	106,449千円	8,110千円	114,559千円
第1項 建設改良費	42,600千円	8,110千円	50,710千円

令和2年12月4日提出

太良町長 永淵孝幸



# 令和2年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

## 収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益			1,266,354	6,798	1,273,152
	1 医業収益		1,035,096	△ 110,032	925,064
		1 入院収益	695,541	△ 110,032	585,509
	2 医業外収益		231,258	116,830	348,088
		1 補助金	150,729	116,830	267,559
収益的収入合計			1,370,272	6,798	1,377,070

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			1,258,614	6,798	1,265,412
	1 医業費用		1,233,432	6,798	1,240,230
		2 材料費	166,500	44	166,544
			3 経費	169,133	6,754
収益的支出合計			1,370,272	6,798	1,377,070

資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入	款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入	3 補助金			63,867	8,093	71,960
			1 県補助金	0	8,093	8,093
				0	8,093	8,093
資本的収入合計				63,867	8,093	71,960

(単位：千円)

支出	款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出	1 建設改良費			106,449	8,110	114,559
			2 固定資産購入費	42,600	8,110	50,710
				21,000	8,110	29,110
資本的支出合計				106,449	8,110	114,559

# 令和2年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

## 収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業収益		1,266,354	6,798	1,273,152			
1 医療収益		1,035,096	△ 110,032	925,064			
	1 入院収益	695,541	△ 110,032	585,509	1 国保診療収益	△ 13,203	国保
					2 社保診療収益	△ 9,902	社保
					3 後期高齢者医療 保険診療収益	△ 72,621	後期高齢者
					4 一部負担収益	△ 14,306	一部負担金
2 医療外収益		231,258	116,830	348,088			
	1 補助金	150,729	116,830	267,559	2 県補助金	116,830	佐賀県新型コロナウイルス感染症対 応医療提供体制強化緊急補助金 110,032 佐賀県新型コロナウイルス感染症対 応医療提供体制強化緊急協力金 6,000 佐賀県新型コロナウイルス感染症救 急・周産期・小児医療体制確保補助 金 798
収益的収入合計		1,370,272	6,798	1,377,070			

(単位：千円)

(支出)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業費用		1,258,614	6,798	1,265,412			
1 医療費用		1,233,432	6,798	1,240,230			
	2 材料費	166,500	44	166,544	3 医療消耗備品費	44	非接触式温度計
	3 経費	169,133	6,754	175,887	6 消耗備品費	754	足踏み式ごみ箱 外
					13 修繕費	6,000	空調設備 外
収益的支出合計		1,370,272	6,798	1,377,070			

# 令和2年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

## 資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的収入		63,867	8,093	71,960			
3 補助金		0	8,093	8,093			
	1 県補助金	0	8,093	8,093	1 県補助金	8,093	佐賀県新型コロナウイルス感染症救急・周産期・小児医療体制確保補助金
資本的収入合計		63,867	8,093	71,960			

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的支出		106,449	8,110	114,559			
1 建設改良費		42,600	8,110	50,710			
	2 固定資産購入費	21,000	8,110	29,110	1 器械 2 備品	6,210 1,900	生体情報モニター 外 空気清浄機 外
資本的支出合計		106,449	8,110	114,559			

太良町国民健康保険税条例(昭和34年条例第95号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が</p> <p>330,000円</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)</u>の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年</p>

金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者に  
あつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限  
る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この  
条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、  
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を  
乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第  
1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,640円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世  
帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,160円
  - (2) 特定世帯 10,080円
  - (3) 特定継続世帯 15,120円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
- 1人について 4,200円

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める  
額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,880円
  - (2) 特定世帯 2,940円

を超えない世帯に係る納税

- 義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第  
1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,640円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世  
帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,160円
  - (2) 特定世帯 10,080円
  - (3) 特定継続世帯 15,120円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
- 1人について 4,200円

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める  
額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,880円
  - (2) 特定世帯 2,940円

(3) 特定継続世帯 4,410円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,160円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,400円

(2) 特定世帯 7,200円

(3) 特定継続世帯 10,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

(3) 特定継続世帯 4,410円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,160円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数

に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,400円

(2) 特定世帯 7,200円

(3) 特定継続世帯 10,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)



1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
- (2) 特定世帯 2,100円
- (3) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世

1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
- (2) 特定世帯 2,100円
- (3) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被

保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世

<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,760円</p> <p>(2) 特定世帯 2,880円</p> <p>(3) 特定継続世帯 4,320円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 1,200円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,680円</p> <p>(2) 特定世帯 840円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1,260円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,760円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し</p>	<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,760円</p> <p>(2) 特定世帯 2,880円</p> <p>(3) 特定継続世帯 4,320円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 1,200円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,680円</p> <p>(2) 特定世帯 840円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1,260円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,760円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し</p>
---	---

くは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条中の「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

くは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条中の「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# 追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程  町長提案 議案第92号  町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第92号 財産の取得について
追加日程第 3	意見書第3号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書(案)の提出 について

# 追加提出議案目録

議案第92号 財産の取得について

上記のとおり

令和2年12月11日

太良町長 永 淵 孝 幸

# 追加提出議案目録

意見書第3号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書(案)の提出について

上記のとおり

令和2年12月11日

太良町議会議長 坂口久信

議案第92号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月11日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
児童生徒学習用パソコン端末 450 台	19,701,000 円	一般競争入札	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田902番地 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

(提案理由)

太良町立小・中学校においてGIGAスクール構想実現に向け児童生徒学習用パソコン端末を整備する必要が生じたため、この案を提案する。

意見書第3号

令和2年12月11日

太良町議会議長  
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	〃	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。



別紙

公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書（案）

地域における公共交通は、住民にとって必要不可欠な生活基盤であり、とりわけ路線バスは、移動手段を持たない高齢者の買い物や通院、中学生や高校生の通学などに利用される重要な交通機関である。

また、地方は自動車に依存した社会構造となっており、今後、急速な高齢化によって運転免許証の返納者が増加すれば、公共交通機関の必要性はますます大きくなると思われる。

一方、人口減少や自家用車の利用などにより、近年、路線バス利用者は大幅に減少し、交通事業者の路線バス運行事業は赤字が続いており、バス路線を維持するためには国や地方自治体の財政支援が欠かせないものとなっている。

このため、関係自治体にとっては、多額の補助金を支出することが大きな負担となっており、国による財政支援の拡充がなければ、公共交通としてのバス路線の維持は困難な状況に陥っている。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によって公共交通機関の利用者は激減し、交通事業者の収益は著しく低下しており、路線バス運行のための企業努力も限界に達している。

このような中、地域における公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域・経済社会をつくっていくためにも公共交通に対する財政支援の拡充が求められている。

よって、国においては、地方自治体が取り組む地域公共交通の維持にかかる補助事業について、補助要件を緩和するなどの財政支援措置を大幅に拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月11日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	菅	義 偉	様
衆議院議長	大 島	理 森	様
参議院議長	山 東	昭 子	様
総務大臣	武 田	良 太	様

財務大臣 麻生太郎 様  
国土交通大臣 赤羽一嘉 様  
内閣官房長官 加藤勝信 様